

平成25年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 車 両 数 | 290 両 (54編成) |
| (2) 年 間 走 行 キ ロ | 32,881,000 km |
| (3) 年 間 輸 送 人 員 | 218,481,100 人 |
| (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 | 598,500 人 |
| (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 | 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 高 速 鉄 道 事 業 収 益	45,246,435 千円
第1項 営 業 収 益	40,324,338 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,922,097 千円

支 出

第1款 高 速 鉄 道 事 業 費	42,217,837 千円
第1項 営 業 費 用	30,729,311 千円
第2項 営 業 外 費 用	11,458,526 千円
第3項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,593,336千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 高速鉄道事業資本的収入	18,758,148千円
第1項 企 業 債	11,725,000千円
第2項 一 般 会 計 出 資 金	1,406,000千円
第3項 一 般 会 計 補 助 金	5,013,581千円
第4項 そ の 他 収 入	613,567千円

支 出

第1款 高速鉄道事業資本的支出	35,351,484千円
第1項 建 設 改 良 費	7,714,932千円
第2項 企 業 債 償 還 金	27,636,552千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業区間施設改良工事	平成26年度から平成27年度まで	3,692,000千円
営業区間受託工事及び施設管理委託	平成26年度から平成29年度まで	8,802,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費及び元利償還に充てるため。

(2) 限度額 11,725,000 千円

建設改良費充当企業債 5,666,000 千円

資本費平準化債 6,059,000 千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

イ 起債の時期は平成25事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利率 年5.0%以内

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,482,145 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、300,000 千円と定める。

平成25年 2月15日提出

横浜市長 林 文子